

別紙「高速取引行為を行う者の登録制等の導入に係る対応について」に関するFAQについて

平成30年3月2日
株式会社名古屋証券取引所

※ 本FAQはお問い合わせの多い事項につき、ご理解を一層深めていただくために作成したものであり、分かりやすさを優先してあえて簡潔に記載している箇所があります。より詳細な点につきましては、各法令、規則等も併せてご確認くださいませようお願いいたします。

FAQ 目次

1. 取引戦略の明示について
 - (Q1-1) 高速取引行為に該当しない注文での取引戦略の明示
 - (Q1-2) 取引戦略の訂正
 - (Q1-3) 取引戦略の明示の猶予期間
 - (Q1-4) 取引戦略と執行結果の相違

2. 仮想サーバの申請について
 - (Q2-1) 申請時期

3. その他
 - (Q3-1) 名古屋証券取引所の連絡先
 - (Q3-2) 名古屋証券取引所との連絡方法
 - (Q3-3) 業務方法書等の提出方法
 - (Q3-4) 取引所の行う調査その他必要な措置への協力に関する合意の形式

1. 取引戦略の明示について

(Q 1 - 1) 高速取引行為に該当しない注文での取引戦略の明示

高速取引行為を行う者として登録等を行っている投資家が他の複数の取引参加者では高速取引行為を行っている一方、自社（取引参加者）においてのみ高速取引行為を行っていないと認識している。この場合、自社からの注文にのみ当該高速取引行為を行う者に別の設定を求めることは困難であるため、高速取引行為に該当しない注文に対しても取引戦略の明示を行ってよいか。

要綱でも示しているとおおり、「高速取引行為であるか否か、高速取引行為であればその取引戦略の明示」（以下、フラギング）を行うことは高速取引行為を行う者が責任を持って実施すべきものであり、複数の取引参加者を利用する高速取引行為を行う者が取引参加者ごとに高速取引行為の実施の有無が異なる場合であっても、実態に則したフラギングを行うことが求められます。

なお、受託する取引参加者においては高速取引行為を行う者からの注文を高速取引行為ではないと明確に認識しながら高速取引行為に係る取引戦略の明示を行うことは避けて下さい。一方、多くの場合では個別の注文ごとにフラギングの正確さの確認をリアルタイムで行うことは困難であると思われることから、注文の受託時においてフラギングの正確さの確認を取引参加者に対し義務付けるものではありません。しかし、事後的に最終投資家からフラギングの誤りについて申告を受けた場合等、何らかの方法によりフラギングの誤りを認識した場合は取引参加者から当取引所に対し速やかに訂正申告を行う必要があります。

(Q 1 - 2) 取引戦略の訂正

高速取引行為を行う者から過去の取引に関して適切な取引戦略の付与がなされていない注文があったという申告があった。どのように訂正を行えばいいか。

自己委託区分訂正等と同様に、CENTNETを通じて訂正を行っていただく必要があります。なお、訂正件数が膨大になる場合には事前に当取引所まで連絡をお願いいたします。

(Q 1 - 3) 取引戦略の明示の猶予期間

法令では法の施行日時点において高速取引行為を現に行っている者に対し、6か月の猶予期間がある。登録等を完了した高速取引行為を行う者が取引戦略の明示を開始する際にもこの猶予期間は適用されるのか。

高速取引行為を行う者としての登録等が完了した場合、たとえこの猶予期間中であったとしても可能な限り速やかに取引戦略の明示を開始していただく必要があります。登録等の完了後に休日テスト等を行っていただき、概ね3週間以内に開始いただくことを想定しております。

(Q 1—4) 取引戦略と執行結果の相違

高速取引行為を行う者が取引戦略の明示においてマーケットメイク戦略を付している。しかし、その戦略の過程でテイク注文を行うことがあるが、これはどのように取引戦略の付与を行えばいいのか。

そのテイク注文がマーケットメイク戦略の一環でなされるものであり、一連の売買の状況を見てマーケットメイク戦略に該当しているならば、一部の注文にテイク注文があることは問題ありません。

2. 仮想サーバの申請について

(Q2-1) 申請時期

当局への登録等が完了した後、受託する取引参加者が高速取引行為を行う者が高速取引行為を行う仮想サーバの申請を行うタイミングはいつか。

当取引所で数字5桁の登録番号を高速取引行為を行う者に対し払い出します。その後、高速取引行為を行う者から受託する取引参加者に当該情報を連携いただき、取引参加者から申請ポータルである `arrowface` を通じて申請をいただきます。

なお、高速取引行為を行う者が取引参加者である場合には既存の証券コードを利用いただくこととし、新規の払い出しは行いません。

3. その他

(Q 3-1) 名古屋証券取引所の連絡先

当局への登録等が完了した後、高速取引行為を行う者から取引所に対し登録が完了したことを示す証拠の写しや代理人等の連絡先を伝達することが求められているが、その連絡はどのように行うのか。

当取引所に窓口を設置いたします。第一報は以下のメールアドレスまでお願いいたします：
kabu-so@nse.or.jp

(Q 3-2) 名古屋証券取引所との連絡方法

高速取引行為を行う者が名古屋証券取引所と必要な書類の授受等を行う際にも、代表者や代理人を経由する必要があるのか。

基本的に当取引所とのコミュニケーションにおいては代理人等が行うものと考えておりますが、当取引所と適切にコミュニケーションを取れることを前提に高速取引行為を行う者の担当者や受託する取引参加者の担当者とやりとりすることも差し支えありません。なお、その場合であっても代理人等の連絡先情報の当取引所への提出は必要となります。

(Q 3-3) 業務方法書等の提出方法

高速取引行為者が登録を完了した後、名古屋証券取引所に対していわゆる業務方法書等の写しの提出を行う。情報セキュリティの観点からメールでの提出ではなく直接名古屋証券取引所を訪問して紙媒体等で提出することも認められるのか。

基本的にメールでの提出を想定していますが、御要望に応じて対面での授受等を行うことも可能です。Q 3-1に記載したメールアドレス宛てに連絡をお願いします。

Q 3-4) 取引所の行う調査その他必要な措置への協力に関する合意の形式

高速取引行為を行う者が名古屋証券取引所の規則を遵守しなければならない旨、高速取引行為を行う者に伝え、了解を得ていることが求められるが、これは高速取引行為を行う者との契約書に明記をする必要があるのか？

主に以下のような形式が考えられますが、後日その証拠を確認でき、名古屋証券取引所取引参加者規程第25条の2の規定の趣旨に照らして適当と認められる形式であれば、これに限定するものではありません。

- ・高速取引行為を行う者と受託取引参加者間での契約書やそれに準ずる書面等

- ・ 高速取引行為を行う者と受託取引参加者の海外関連会社等との契約書やそれに準ずる書面等
これは受託取引参加者の海外関連会社等が当該取引参加者の代わりにグローバルで契約を締結している場合等を想定しており、この場合でも十分であると考えられます。

なお、口頭での了解については後日その証跡を確認することが困難であるため、十分ではないと考えられます。